

大阪市青少年福祉委員活動交付金都島区実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市青少年福祉委員活動交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、都島区における大阪市青少年福祉委員活動交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(算定基準額)

第2条 交付要綱第4条第2項に基づき、算定基準額を別表のとおり定める。

2 別表に定める算定基準額を超える活動を行う場合は、都度、区と協議を行うものとする。

(軽微な変更)

第3条 交付要綱第8条第1項第1号における軽微な変更は次のとおりとする。

(1)事業開催日の変更

(2)支出内容の変更

附則（平成26年4月1日）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象活動	活動の対象	算定基準額（円）
(1) 青少年指導員活動への支援に関すること	青少年指導員	上限額 60,000 円
(2) 有害環境から青少年を守る社会環境浄化活動に関すること	青少年	上限額 25,000 円
(3) 地域における青少年の健全育成に関すること	青少年	上限額 10,000 円
(4) 青少年問題に関する研修会等開催	青少年福祉委員	上限額 17,500 円
(事務費)		上限額 交付対象経費総額の10%